

新年あけましておめでとうございます。本年より月刊通信を作成しました。税務に関する時期的な話題や問題を主としてお送りしたいと思っています。

さて、第1回目は「**年末調整と確定申告 Ver.1**」です

一口には、言い切れないので、今回は大まかな違いを…



年末調整って??

お給料や報酬により概算徴収された、源泉徴収所得税を、生活環境に沿うように再計算して、確定する作業です。

この時、概算徴収額が決定税額を超えていると、還付になります

※1 上記の生活環境とは、家族構成による扶養控除や、生命保険等の支払いの関する保険料控除に繋がります。

※2「医療費は？」のご質問を良くいただきますが、医療費控除は「確定申告」にて行います



確定申告は??

年末調整と似ていますが、こちらは「源泉所得税だけでなく、全ての所得」(相続税除く)を確定して申告する作業です(基本的な計算式は年末調整と同じです)

例えば、お給料のほかに

「事業をして収入があった」
「年金」
「不動産の収入」
「保険金の入金」
「資産(土地建物)や株の譲渡(売却)」
「資産の贈与を受けた」

等があった方は、対象となります

この通信の詳細な内容についてご質問の際は、貴社担当までお気軽にお問い合わせください。

今回は以上となりますが、次号Ver. 2を、お楽しみに…

2月の主な税務スケジュール

- 22年分所得税確定申告
…2月16日～3月15日まで
- 贈与税の申告
…2月1日～3月15日まで
- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日
- 12月決算法人の確定申告
申告期限…2月28日
- 6月決算法人の中間申告
申告期限…2月28日
- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日